

○東京科学大学総合研究院ゼロカーボンエネルギー研究所コバルト照射施設利用内規

(趣旨)

第1条 東京科学大学総合研究院ゼロカーボンエネルギー研究所コバルト照射施設（以下「照射施設」という。）の利用に関し必要な事項は、この内規の定めるところによる。

(管理責任者)

第2条 照射施設に、東京科学大学総合研究院ゼロカーボンエネルギー研究所放射線障害予防規程（平成28年4月1日制定。以下「規程」という。）第10条に規定する管理責任者を置き、照射施設の維持管理に関する業務を統括させる。

(施設担当者)

第3条 照射施設に施設担当者を置き、東京科学大学（以下「本学」という。）の技術職員であって、規程第11条に規定する従事者をもって充てる。

2 施設担当者は、管理責任者の業務を補佐するものとする。

(利用の申請)

第4条 照射施設を利用しようとする者は、あらかじめ、利用申請を行わなければならない。

(利用の承認)

第5条 総合研究院ゼロカーボンエネルギー研究所長（以下「所長」という。）は、前条の申請を適当と認めたときは、これを承認するものとする。

(変更の届出)

第6条 利用の承認を得た者（以下「利用者」という。）は、利用申請の内容に変更があったときは、速やかにその旨を届け出なければならない。

(照射装置の操作)

第7条 コバルト60ガンマ線照射装置は、管理責任者又は施設担当者が操作するものとし、利用者は操作してはならない。

(利用の取消し等)

第8条 利用者がこの内規に違反した場合は、所長は、その者の利用の承認を取り消し、又は一定期間その者の利用を停止することができる。

(利用料金)

第9条 照射施設を使用する場合の利用料金の額は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、総合研究院長（以下「研究院長」という。）が必要と認める場合は、利用料金を免除することができるものとする。

(利用時間)

第10条 照射施設の利用時間は、原則として、次に掲げる休業日を除き、午前10時から午後5時までとする。

一 土曜日及び日曜日

二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

三 その他本学の定める休業日

(雑則)

第11条 この内規に定めるもののほか、照射施設の利用に関し必要な事項は、研究院長が別に定める。

附 則

この内規は、平成30年4月1日から適用する。

附 則（令3.3.10）

この内規は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令3.10.6）

この内規は、令和3年10月6日から施行し、改正後の東京工業大学科学技術創成研究院ゼロカーボンエネルギー研究所コバルト照射施設利用内規の規定は、令和3年6月1日から適用する。

附 則

この内規は、令和6年10月1日から施行する。

別表（第9条関係）

区分	他の試料等との同時照射可（※）	他の試料等との同時照射不可（専有使用）	月額定額制（専有使用不可）
学内利用	2,400円／時間	20,000円／日	60,000円／月
本学以外の国内の研究教育機関による利用	5,000円／時間	40,000円／日	120,000円／月
民間企業等による利用	10,000円／時間	100,000円／日	

※利用時間の算定にあたって、1時間未満の端数が生じた場合は、繰り上げて1時間とみなす。

（例：1時間1分使用の場合、2時間利用分の課金。）